

平成19年度からの台風予報の図表示について

台風の進路や暴風への警戒の見通しを、分かりやすく誤解なく示すため、台風予報の図表示の仕方を、平成19年の台風シーズン^{※注1)}から変更します。

国民の皆様や防災機関等が行う防災活動を支援するため、平成19年の台風シーズンから、台風予報の時間間隔をさらに細かく発表するなどの台風情報の改善を実施する計画です。この際に、きめ細かくなる台風情報を分かりやすくかつ誤解なく示すために台風予報の図表示方法を変更することとし、気象庁が台風予報を図表示する考え方を「台風予報の図表示方法の指針^{※注2)}」として平成18年3月28日に決めました。

今般、この「指針」に基づき、気象庁が平成19年度からホームページ等に台風予報を掲載する際の具体的な図表示の仕方(平成19年度からの台風予報の図表示)を検討し、別紙のとおり決めましたのでお知らせします。また、この「指針」について、一部表現上の修正を行います。

台風予報は防災活動にとって重要な情報であり、報道等において台風予報を周知するにあたっては、国民の混乱や誤解を生じないようにすることが大切です。気象庁は、本指針及び平成19年度からの台風予報の図表示の仕方を公表して、台風予報を図表示する際の参考としてこれら指針等を報道等において活用いただくよう、関係機関に協力を求めてまいります。

※注1) 新しい台風予報の図表示方法の適用時期は、今年(平成18年)の台風シーズンではないことに留意願います。

※注2) 「台風予報の図表示方法の指針」は、「台風情報の表示方法等に関する懇談会(座長 東京大学大学院故廣井脩教授)」において有識者の意見を拝聴し、平成18年3月に気象庁が定めたものです。

[本件に関する問合せ先]

気象庁予報部業務課 (03-3212-8341 内線 3119)